

3. 地域保健室・保健指導室

感染症法等の改正を踏まえた保健所の強化

保健所に求められる主な役割・強化

- ◆ 新型コロナ対応での課題を踏まえ、今後の新興・再興感染症への対応はもちろんのこと、災害等他分野も含めた健康危機全般について、これらが複合的に発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築が必要。このためには、国、都道府県、保健所設置自治体、保健所の役割を明確にし、体制構築に向け、**平時のうちから計画的に保健所体制を整備**しておくことが必要。

保健所設置自治体

- ※ 保健所設置主体としての都道府県、指定都市、指定都市以外の保健所設置市・特別区



管内の体制整備等の調整
管内の人材育成等の支援

【健康危機管理体制の強化】

- ・保健所への職員の配置、IHEAT等外部からの応援の仕組みや受援体制、迅速な有事体制への移行等平時から準備。

【都道府県連携協議会への参画・予防計画の策定】

- ・都道府県が設置する**連携協議会**へ参加し、管内の保健所や一般市町村、医療機関、職能団体等と平時から感染症発生・まん延時の役割分担や連携内容を調整。
- ・都道府県の予防計画や保健所の健康危機対処計画との整合性を踏まえ、保健所体制等について**予防計画**を策定。
- ・県や市町村からの応援職員の派遣調整、IHEAT等外部人材の確保と調整等人員体制の整備等計画に記載。

【マネジメント体制の強化】

- ・本庁に統括保健師を配置。

【人材育成】

- ・職員（IHEAT等応援職員を含む）等の**研修・実践型訓練の実施**。

保健所



保健所体制の強化
保健所の人材育成

【健康危機管理体制の強化】

- ・予防計画等との整合性を確保しながら平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、**地域保健基本指針**に基づき作成されている手引書の改定等により、**「健康危機対処計画」**を策定。

【マネジメント体制の強化】

- ・統括保健師等の総合的な**マネジメント**を担う保健師を各保健所に配置。

【人材育成】

- ・職員（IHEAT等応援職員を含む）等の**実践型訓練等の実施**。

県内の主導・支援

都道府県



県内の体制整備等の主導
県内の人材育成等の支援

【都道府県連携協議会の設置・予防計画の策定】

- ・保健所設置自治体、保健所、一般市町村、医療機関、消防その他関係機関と連携し、平時から感染症発生・まん延時の役割分担や連携内容を調整。議論を踏まえ、保健所体制等について**予防計画**を策定。
- ・都道府県内外の応援職員の派遣調整、IHEAT等外部人材の確保と調整等人員体制の整備等計画に記載。

【人材育成】

- ・県内の人材育成の支援（国の研修への派遣調整等）。

【マネジメント体制の強化】

- ・本庁に統括保健師を配置し、圏内の組織横断的な**マネジメント体制**の充実を図る。

令和6年度における保健所の地方財政措置について

本庁及び保健所の課長級の職員の増加

- 健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のため、統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師の役割の重要性に鑑み、地方交付税措置について、道府県の**標準団体当たりの本庁及び保健所の課長措置数を各1名増加**させるなどの見直しを行うこととしている。保健所及び地方衛生研究所を設置する地方公共団体においては、引き続き保健所等の体制強化に取り組んでいただきたい。

(令和6年度の地方財政の見直し・予算編成上の留意事項等について(事務連絡 総務省自治財政局財政課 令和6年1月22日発出 ※別紙P23~24 抜粋)

【統括保健師及び保健所の総合的なマネジメントを担う保健師に求められる役割】

都道府県、政令市及び特別区は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために本庁に統括保健師を配置するとともに、地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置すること。保健所設置市等以外の市町村は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために統括保健師を配置すること。

また、健康危機への対応を含む地域保健対策の推進においては、統括保健師等が連携して組織横断的なマネジメント体制の充実に努めること。

(地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)最終改正:令和5年3月27日厚生労働省告示第86号 抜粋)

○本庁の課長級以上職員数の状況等

- ・ 本庁保健部門における保健師の管理職登用が推進
- ・ 地域保健法等の改正に伴い、本庁における統括保健師の役割が重要

○保健所の課長級以上職員数の状況等

- ・ 保健所における保健師の管理職登用が推進
- ・ 地域保健法等の改正に伴い、各保健所において総合的なマネジメントの役割を担う保健師に求められる職責が大きくなっている

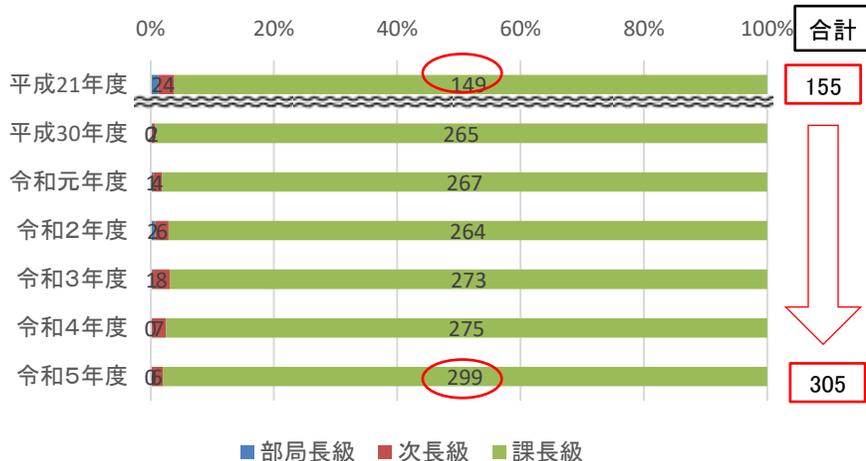


令和3年度から5年度にかけて、保健所保健師の恒常的な人員体制を強化するために必要な地方財政措置が講じられており、引き続き保健所の人員体制強化を図っていただきたい。

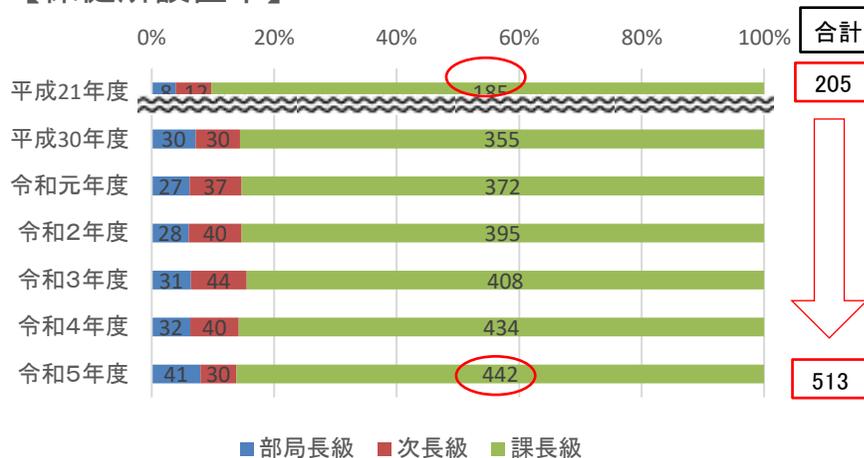
常勤保健師数の職位別割合の推移（課長級以上）

(単位:人)

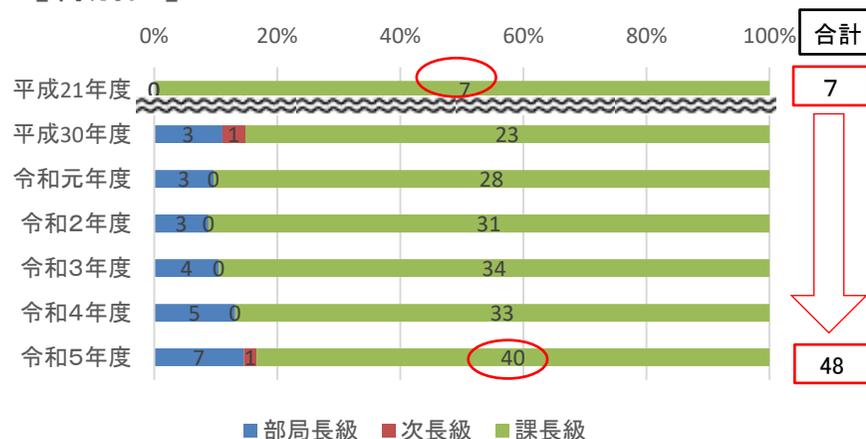
【都道府県】



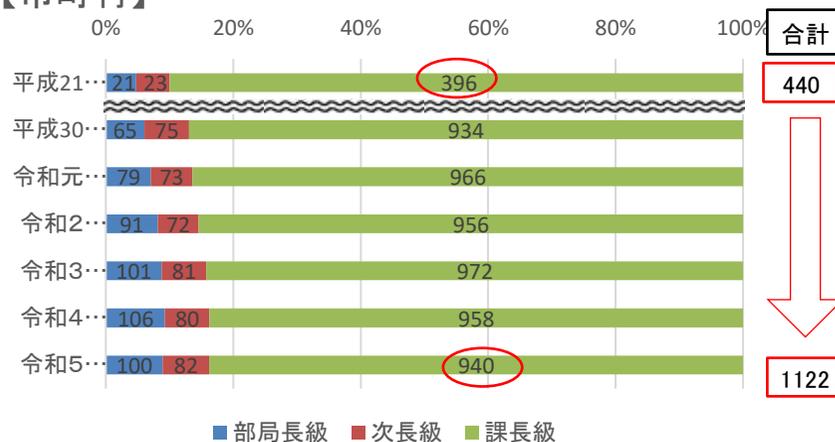
【保健所設置市】



【特別区】



【市町村】



出典: 保健師活動領域調査(領域調査)

注) 令和元年度から保健師活動領域調査における常勤保健師数の集計方法を変更したため、平成30年度以前と単純比較はできないことに注意が必要。

令和5年度における保健所の恒常的な人員体制強化

<保健所において感染症対応業務に従事する保健師：令和5年度に更に450名増員>

- 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事する保健師を約450名増員するために必要な地方財政措置を講ずる。

■保健所において感染症対応業務に従事する保健師数



普通交付税措置において、標準団体（人口170万人、保健所数9カ所）の措置人数をコロナ禍前（平成31年）の24名から令和5年度に42名に増員

※参考：令和3年度から2年間かけて900名増員するための措置

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、健康危機管理対応力を強化するほか、関係機関との連絡調整を充実させるとともに、IHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）登録者等に対する研修・訓練等を実施する体制を平時から強化するため

<保健所における保健師以外の職員（事務職員等）：令和5年度に更に150名増員>

- さらに、感染症法等の改正を踏まえ、関係機関との調整や保健師等への業務支援を図るため、保健所の保健師以外の職員（事務職員等）についても150名増員するために必要な地方財政措置を講ずる。
- ※ 令和3年度においても、150名増員するために必要な地方財政措置を講じている。

※参考：感染症法等の改正を踏まえ、令和5年度以降に保健所において実施が必要な業務

平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるため、①改正感染症法における連携協議会や予防計画策定等への積極的な関与、②新型コロナ対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画」の策定・計画の着実な実施、③有事を想定した実践型訓練の実施など人材育成の強化、④地方衛生研究所等や管内市町村や職能団体等関係機関・団体との連携強化 等

保健所における健康危機管理体制確保のための 総合的なマネジメントを担う保健師の配置について

- 感染症法等の改正等に伴い、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（最終改正：令和5年3月27日厚生労働省告示第86号）において、都道府県、政令市及び特別区は、健康危機管理体制の確保のために、保健所に統括保健師等総合的なマネジメントを担う保健師を配置すること、また、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために、各自治体の本庁に統括保健師を配置することが示された。
※なお、都道府県及び市町村に保健活動の組織横断的な総合調整及び推進等の役割を担う部署を明確に位置づけ、保健師（統括保健師）を配置するよう努めることとしている（「地域における保健師の保健活動に関する指針」健発0419第1号平成25年4月19日）。
- 保健所の統括保健師は保健所長を補佐し、関係部署の職員を取りまとめ、健康危機への備えや発生時の対処等の事務を統括する役割を担うことが求められる。
- 自治体に配置される統括保健師が、都道府県、保健所設置市・特別区、保健所、市町村までを含めた保健師が中心となる組織横断的なネットワークを機能させることで、平時の地域保健対策の推進に加え、健康危機発生時への迅速な対応を可能とする。



 健康危機管理体制の確保のために保健所に配置する総合的なマネジメントを担う保健師

 地域における保健師の保健活動に関する指針で配置を推奨している統括保健師

保健所の総合的なマネジメント を担う保健師に求められる業務

平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるために以下の業務を担う

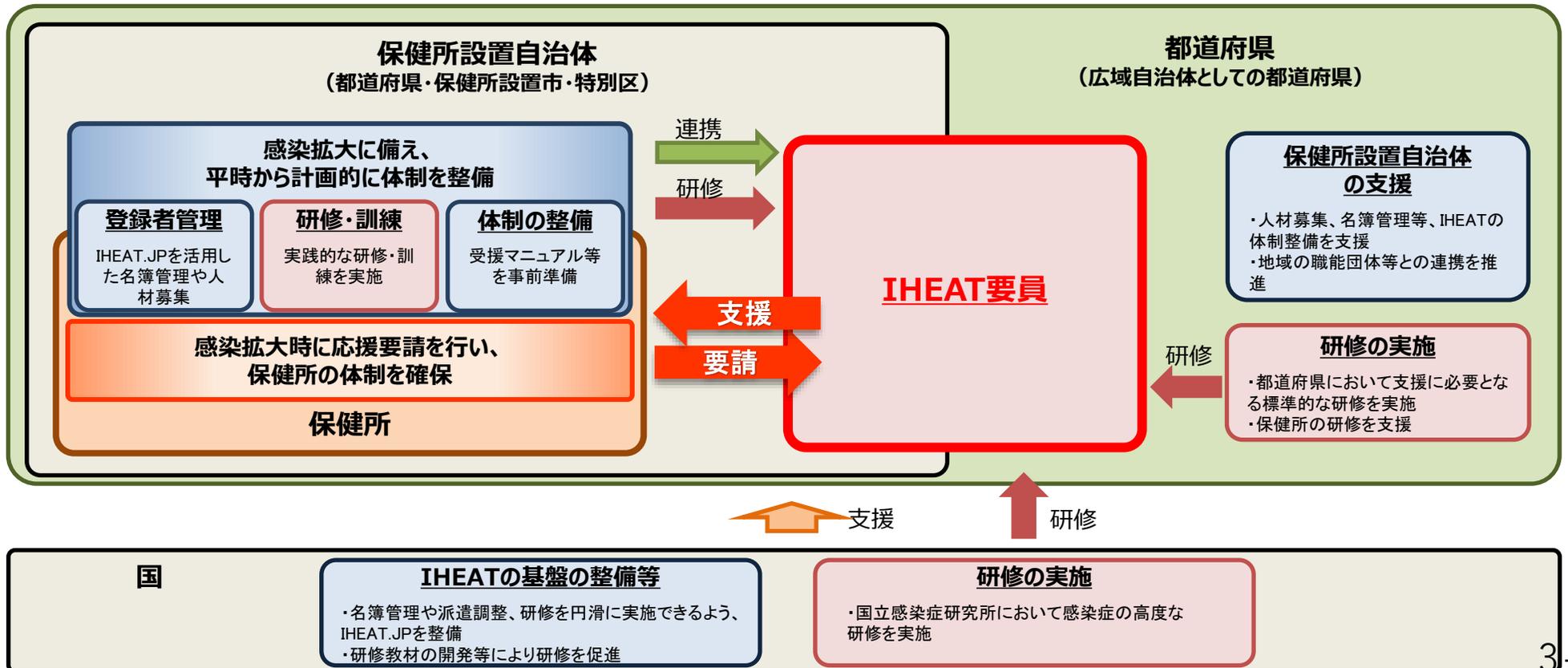
- ①改正感染症法における連携協議会や予防計画策定等への積極的な関与
- ②新型コロナ対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画」の策定・計画の着実な実施
- ③有事を想定した実践型訓練の実施など人材育成の強化
- ④地方衛生研究所等や管内市町村や職能団体等関係機関・団体との連携強化等

地域保健法の改正によるIHEATの強化

IHEATは、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みであり、**IHEATを強化**するために法定化された。

- 保健所業務ひっ迫時における臨時的な人員確保の方策として、**恒久的な制度**に位置づけ。
- IHEAT要員が働きやすく、また自治体がIHEAT要員に速やかに支援を要請できる環境を整備するために、本業の雇用主に**兼務に配慮**する努力義務を規定するとともに、支援を行うIHEAT要員に**守秘義務**を規定。(第21条第2項、第3項)
- 要請に即応可能な人材を確保するために、**国、都道府県、保健所設置市・特別区**のそれぞれが、IHEAT要員への**研修等の支援**を行う責務を規定。(第22条)

※ 令和6年度予算案に、保健所設置自治体の研修等に対する補助を盛り込んでいる



感染症法等の改正を踏まえた地方衛生研究所の強化【求められる役割等】

- ◆ 地衛研は、特に健康危機発生初期（民間検査機関が立ち上がるまでの期間）においては、国立感染症研究所と密接に連携しつつ、地域の試験検査の中核としての役割が求められていること。また、感染拡大期などにおいては、国立感染症研究所や他の地方衛生研究所とのネットワークを活用して、国内の新たな知見の収集や変異株の状況分析等を行い、自治体や保健所に提供するなどサーベランス機能を発揮することが求められている。こうした**危機対応と同時に健康危機管理における専門技術的な拠点としての機能を発揮できるよう、平時的うちから有事に備え体制を強化する。**

保健所設置自治体における必要な体制整備の在り方（地域保健法第26条：地衛研の整備）：

「試験検査」は、健康危機への対処に必要な不可欠な機能であることから**都道府県・指定都市は地衛研を設置**し、試験検査体制を整備する。その他機能（「調査研究」、「公衆衛生情報等の収集・解析・提供」、「研修指導」）は、**都道府県が主導して、少なくとも都道府県に1つは整備**する。地衛研を自ら整備できない**指定都市以外の保健所設置市や特別区は、都道府県や指定都市との連携により必要な機能を補完。**

保健所設置自治体

※ 地衛研設置主体としての都道府県、指定都市、指定都市以外の保健所設置市・特別区



地衛研の人員体制や整備の強化

役割： 自治体の責務として、平時的うちから地衛研等における人員体制や整備等を整えていくことが必要。有事の際には、地衛研等の状況を把握し、都道府県や他の市町村と密接連携し対応を行うことが求められる。

【健康危機管理体制の強化】

- ・ 本庁は、連携協議会等を活用し有事の際に迅速に移行等ができるよう地衛研を含む検査体制等について**予防計画**を策定。
- ・ 地衛研は、**予防計画等との整合性を確保しながら平時的うちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるための「健康危機対処計画」**を策定。
- ・ 人員体制の整備・計画や検査機器の整備・メンテナンス、調査研究の充実等平時からの準備。

【連携の強化】

- ・ 感染研や保健所、近隣市町村、職能団体との平時からの連携強化。

【人材育成】

- ・ 研修や有事を想定した**実践型訓練**等を通じた人材育成の実施。

域内の主導・支援

都道府県



域内の人材育成等の支援
域内の体制整備等の統括

役割： 平時的うちから都道府県のリーダーシップの下、都道府県域内の体制整備を進めていくことが必要。有事の際には、情報集約や自治体間調整、業務の一元化等の対応による都道府県域内の支援が求められる。

【健康危機管理体制の強化】

- ・ **連携協議会**での関係機関等との平時からの議論・協議による地衛研を含む検査体制等について**予防計画**を策定。

【連携の強化】

- ・ 連携協議会等を活用した自治体や感染研等関係機関、職能団体等との意見交換や調整等を通じた平時からの連携強化。

【人材育成】

- ・ 都道府県域内の人材育成の支援（感染研の研修への派遣調整等）。

感染症法等の改正を踏まえた地方衛生研究所の強化【体制整備の在り方】

地域保健法の改正概要

- ◆ 今後の感染症のまん延等健康危機に的確に対処できるよう、全国の保健所設置自治体に対し、専門的な知識・技術を必要とする試験検査・調査研究等の業務を行うために必要な体制整備・連携確保等を講ずる責務規定（第26条関係）。
- ◆ 国に対し、体制整備等を行う自治体に対して助言・指導・その他の援助を実施する努力義務規定（第27条関係）。

地域保健に関する調査研究及び試験検査に関する体制整備等の在り方

- 健康危機に対応するため、都道府県と指定都市に専門的な試験検査（主要項目）について自ら体制（地方衛生研究所等）を整備することを求めるとともに、試験検査の質を支える調査研究、研修指導及び情報収集・解析・提供について、少なくとも都道府県単位で体制を整備することを求める。
- 財政規模の小さい指定都市以外の保健所設置市や特別区は、自ら体制の整備ができない/不十分な場合には、都道府県や指定都市との連携により補完することを求める。

機能	想定される主な内容	都道府県	指定都市	指定都市以外の保健所設置市/特別区
試験検査 (主要項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナ感染症のように急速に地域で拡大する感染症や食中毒等の試験及び検査。 ・ 健康危機の際に初期の検査を担う公的検査体制。 	◎ 必須	◎ 必須	
(稀少項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風土病、稀少ウイルス等の試験及び検査。 ※ 現在「レファレンスセンター」という形で国立感染症研究所と地方衛生研究所間における連携体制により実施されている。 	△ 必須ではない ※ 引き続き <u>全国規模での連携体制</u> で対応		△
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健に関する基礎研究、疫学研究。 ・ 試験検査能力の向上に資する調査研究。 ・ 試験検査の精度向上や技術開発に資する調査研究。 	○ 都道府県単位で必須		自前で整備することも可能であるが、 <u>都道府県や指定都市との連携により、不足する機能の全部又は一部を補完</u>
研修指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健に係る業務に携わる人材育成のための研修指導。 ・ 地域全体の試験検査能力や調査研究能力の向上につながる研修指導。 	※ 自ら実施するほか、 <u>自治体間の連携による都道府県単位での整備</u> （都道府県での一元化や個別自治体間の連携） <u>も可能</u>		
情報収集・解析・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健に関する情報収集、解析、関係者・住民等への情報提供。 ・ 地域住民の公衆衛生に関する情報（感染症の感染状況や生活環境）を速やかに把握する。 ・ 健康危機において適確な対応や地域住民の行動につながる情報収集・解析・提供。 			

国の地方自治体における取組（令和6年度予算関係）

<地衛研における職員：令和5年度に約150名増員>

- 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、地衛研の恒常的な人員体制強化を図るため、**職員を約150名増員**するために必要な地方財政措置を講ずる。

※普通交付税措置において、標準団体（人口170万人、地衛研数1カ所）の措置人数を2名増員（令和3年度も1名増員）

※参考：感染症法等の改正を踏まえ、令和5年度以降に地衛研において実施が必要な業務

平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるため、①改正感染症法における連携協議会や予防計画策定等への積極的な関与、②新型コロナ対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画」の策定・計画の着実な実施、③有事を想定した実践型訓練の実施など人材育成の強化、④保健所等や管内市町村や職能団体等関係機関・団体との連携強化 等

<地衛研の検査能力向上や情報収集等の機能強化のための訓練等の実施>

- 次の感染症危機に備え、新興・再興感染症検査体制の初動を速やかに行い、スムーズに検査やゲノム解析に当たることができるよう、各地衛研における検査訓練について支援を行う。

※ 検査訓練の実施について、次の感染症危機に当たっては、地衛研の人員だけでなく、感染研や保健所、民間検査機関等の外部人材も、速やかに検査を実施できるように育成することも想定されることから人員体制の計画を踏まえながら、関係機関等連携し、訓練を実施することが望まれる。

令和6年度予算案額：1.5億円 補助率：国1/2、自治体1/2 実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区

<地衛研の感染症検査室部分に係る施設整備の実施>

- 地方衛生研究所が、次の感染症危機において、事業目的に記載した役割を果たすことができるように、体制整備を行うため、地方衛生研究所等の感染症検査室に係る新設・改築・増設・改修等について、保健衛生施設整備費のメニューに位置づける。

<対象>

地域保健法第26条に基づく調査・研究、試験・検査を行うために必要な地方衛生研究所等の改修等のために必要な工事費または工事請負費及び工事事務費

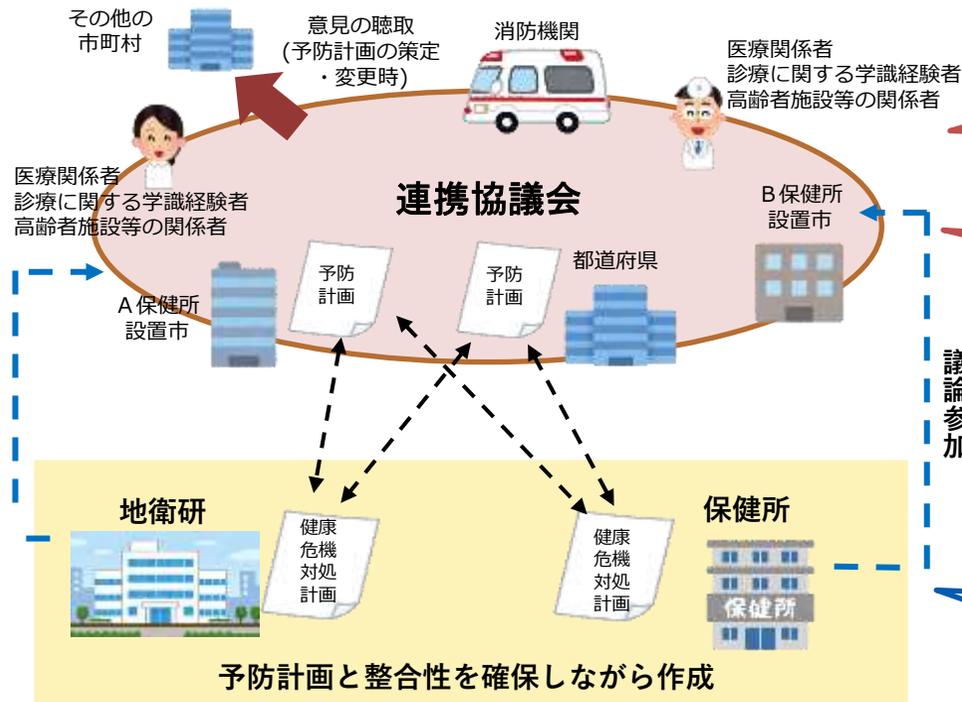
令和6年度予算案額：39億円の内数 補助率：国1/2、自治体1/2 実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区、地方独立行政法人

健康危機対処計画について

健康危機対処計画の概要

- 各保健所及び各地衛研は、現場において平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めることや予防計画の実行性を担保するため、地域保健基本指針に基づき作成されている手引書の改定等により、「健康危機対処計画」を策定<地域保健法に基づく基本指針に位置づけ>。
- 都道府県連携協議会の議論に参加し、予防計画と整合性を確保しながら策定することを想定しているため、令和5年度中に策定すること。計画の見直し期間に特段の定めはないが、実践型訓練の実施や今後の健康危機対応を踏まえながら、必要に応じて、適宜、見直しを行うものとする。

<健康危機対処計画と予防計画の関連について（イメージ）>



- 平時から
 - ・入院調整の方法
 - ・医療人材の確保
 - ・保健所体制、検査体制や方針
 - ・情報共有のあり方 等を議論・協議

- 連携協議会の結果を踏まえ、**予防計画を策定**
- 予防計画に基づく取組状況を**定期的に報告、相互に進捗確認**

※必要に応じて感染症発生・まん延時にも開催

- ・ 保健所・地衛研も、連携協議会の議論に積極的に関与し、保健所設置自治体が策定する予防計画等と整合性を確保しながら、「健康危機対処計画」を策定。

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正について

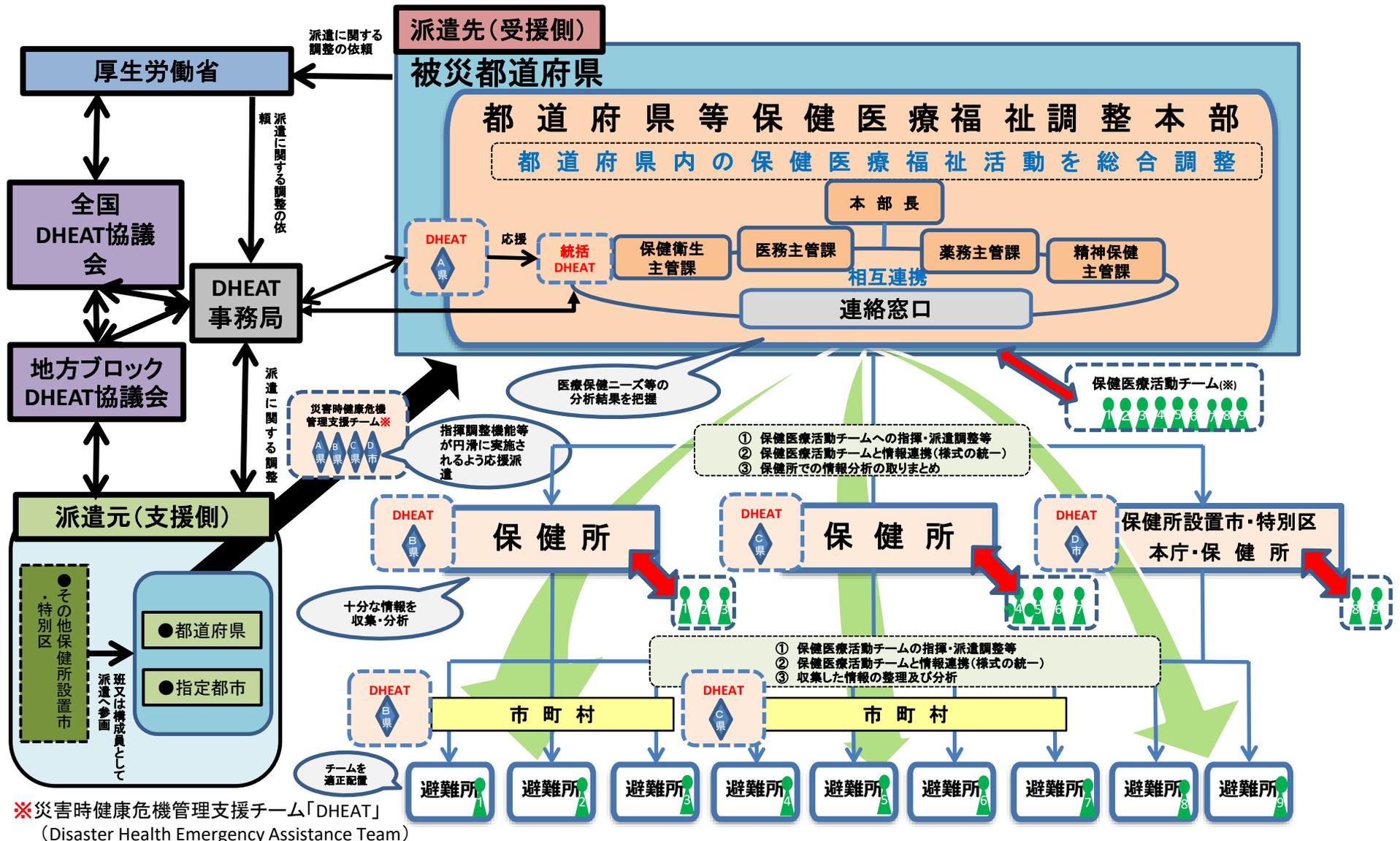
改正の経緯・趣旨

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年臨時国会において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号）が成立し、
 - ・ 感染症法においては、予防計画の記載事項の充実や都道府県と保健所設置市・特別区等による連携協議会の創設などが行われるとともに、
 - ・ 地域保健法においては、保健所業務を支援するIHEATや専門的な調査研究、試験検査等のための体制（地方衛生研究所等）の整備等が法定化されたところ。
- これらの改正を踏まえて、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）の記載を見直すもの。

改正のポイント

- 以下の内容を指針に反映。
 - 1 基本的な考え方、方向性
 - ・ 健康危機に備えた計画的な体制の整備
 - ・ 広域的な感染症のまん延に対応するための国、広域自治体としての都道府県、保健所設置自治体の役割
 - 2 保健所の健康危機管理体制
 - ・ 健康危機対処計画の策定
 - ・ 統括保健師等総合的なマネジメントを担う保健師の配置
 - ・ 広域的な感染症のまん延に備えた人材（IHEAT、自治体間の職員の応援派遣）の活用のための取組
 - 3 地方衛生研究所の健康危機管理体制
 - ・ 健康危機対処計画の策定
 - ・ 地方衛生研究所において必要な体制や求められる役割 等
- 令和5年3月に告示、同年4月1日から適用。

災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の活動の枠組み



(※) (凡例) : 保健医療活動チーム(DMAT, JMAT, 日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)

公衆衛生医師確保に関する各種取組について

①公衆衛生医師確保推進登録事業、公衆衛生医師確保のためのガイドラインや取組事例集の作成・公表等

地域保健対策の推進においては、保健所が重要な役割を果たしており、その機能を十分に発揮するためには、公衆衛生医師の確保が重要である。このため、保健所等において公衆衛生に従事する医師の確保推進を図るため、公衆衛生に従事することを希望する医師（以下「希望医師」という。）の情報及び公衆衛生に従事する医師を必要とする地方公共団体（以下「登録自治体」という。）の情報をそれぞれ登録し、希望医師及び登録自治体に対して、希望条件に合致する登録自治体及び希望医師についての情報提供を行うもの。

公衆衛生医師の確保のためのガイドライン及び取組事例集の作成・公表、地方公共団体の公衆衛生医師及び採用担当者向けの「公衆衛生医師確保・育成に関するワークショップ」における情報提供や好事例の共有により、自治体による医師確保を後押ししている。

②若手医師や医学生に向けた普及・啓発

若手医師や医学生に対し公衆衛生医師から公衆衛生活動の実際やキャリアパスを伝えるため、

- ・就職説明会への出展（平成29年度から年2回程度、レジナビにブースを設置）
- ・平成29年度には、公衆衛生医師の具体的な活躍のイメージを周知するためのホームページ「行政医師のキャリアラボ」の開設（※）
- ・医師等の就職・転職支援を専門とする職業紹介事業者と連携し、公衆衛生医師確保のリーフレット（右図）を作成し、就職・転職を希望する医師・医学生への送付ならびに数万人規模のメーリングリストへの情報発信などの取組を進めている。

（※）公衆衛生医師の確保・育成のためのガイドライン策定と女性医師を含む多様性包括型キャリアパス構築に関する研究（平成29年度厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業）主任研究者 吉田 穂波

③社会医学系専門医制度の活用の要請

平成29年4月からは、日本公衆衛生学会等の関係学会、団体等により、公衆衛生の向上につながるように社会医学系専門医制度が開始されたところである。厚生労働省としても、この専門医制度が公衆衛生医師の確保に資するものと考え、積極的に活用するよう都道府県等に要請を行った。

④日本公衆衛生協会への補助事業

地域保健総合推進事業により、保健所長による、

- ・若手医師・医学生向けのセミナーの開催（平成24年から公衆衛生若手医師・医学生向けサマーセミナー PHSS、令和4年からウィンターセミナー）
- ・合同就職説明会（令和2年から公衆衛生医師合同・医学生合同相談会：PHCC）

行政 × 医療 の力で、
健康な未来を守り、築く。

公衆衛生医師だからできることがある。

公衆衛生医師とは、地方自治体における4庁や保健所などで働く医師を指します。多くの人が気づいていないが地域の医療や生活の健康を支える仕組み・ルール・システムを作り上げることで、社会に貢献することができます。医師の知識・経験を活かし、若手医師や保健所の業務に関わり、組織や制度など社会全体に影響する仕組みを動かすために、保健師や管理栄養士、薬剤師など、多くの職種と連携し、ともに仕事に取り組む体制のある職業です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、保健所業務や高齢者への対応等に変わり始めて、さらなる公衆衛生行政の強化が求められています。地域の人の健康を守り、安心して生活できる社会を築く「公衆衛生医師」として活躍してみませんか？

詳しく知りたい方は
Webサイトを
ご覧ください

お問い合わせ先

厚生労働省 健康政策課 公衆衛生課
〒100-8916
東京都千代田区千代田1-2-2
TEL: 03-3253-1111 FAX: 3253-2391

厚生労働省

地域における保健師の保健活動について

(平成25年4月19日付け 健発0419第1号)

都道府県及び市町村(特別区を含む。)が留意すべき事項(「地域における保健師の保健活動に関する指針」)を定めたので、御了知の上、その適切な運用に努められたい。各都道府県においては、管内市町村(保健所設置市及び特別区を除く。)等に周知を図るとともに、その円滑な実施について遺憾のないよう御指導願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的助言であることを申し添える。

1 体制整備

- 地域保健関連施策の企画・立案・実施・評価、直接的な保健サービス等の提供、住民の主体的活動の支援、災害時支援、健康危機管理、関係機関とのネットワークづくり、包括的なシステムの構築等を実施できるような体制の整備
- 保健衛生部門における地区担当制の推進
- 各種保健医療福祉計画策定等への関与

3 人材配置

- 保健、医療、福祉、介護等の関係部門への適切な配置
- 保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術的及び専門的側面から指導する役割を担う部署を保健衛生部門等に明確に位置付け、保健師を配置

2 人材確保

- 保健師の計画的かつ継続的な確保
- 地方交付税の算定基礎となっていることへの留意

4 人材育成

- 各地方公共団体において策定した人材育成指針による体系的な実施
- 新任期の保健師については「新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～」に基づき、各地方公共団体における研修体制の整備
- 日々進展する保健、医療、福祉、介護等に関する知識及び技術、連携及び調整に係る能力、行政運営や評価に関する能力の養成

保健師に係る研修のあり方等に関する検討会最終とりまとめ（平成28年3月） ～自治体保健師の人材育成体制構築の推進に向けて～ 主なポイント

- 地域保健対策の主要な担い手である自治体保健師の能力養成は、保健福祉施策の推進において重要であり、各自治体では体系的な人材育成を図ることが必要である。
- 本検討会では、自治体における研修体制構築の推進策等に係る議論を行い、その成果をとりまとめた。

- 各保健師の能力の獲得状況を的確に把握するため、各自治体で能力の成長過程を段階別に整理したキャリアラダーの策定が必要 ⇒「自治体保健師の標準的なキャリアラダー」を提示
- 個々の保健師の業務経験や研修受講履歴等を記録する共通の様式を用いて、個別性に着目した人材教育を推進 ⇒「人材育成支援シート」の活用方法と記載事項例を提示
- 個別性に着目した人材育成により、産休・育休等により長期間職場を離れた保健師のキャリア継続を支援
- 統括保健師の育成のため、ジョブローテーションによるOJTと研修を組み合わせた早期からの計画的な人材育成が必要 ⇒統括保健師に求められる能力を提示
- 自治体内の人材育成関係各部署が連携して保健師のキャリアパスを作成するプロセス等を通して、体系的な人材育成体制構築を推進
- 都道府県による市町村支援や教育機関等との連携を推進し、全国自治体保健師の人材育成の取組を推進
- 国は、本最終とりまとめに示された推進方策を関係機関と連携して周知等に取り組み、国立保健医療科学院は、研修を受講した都道府県等の保健師が当該地域の保健師の育成に寄与するといった波及果を生むよう研修の質向上に努める



個々の保健師の目標や能力の獲得状況、ライフステージ等の多様性に応じた、効果的な人材育成体制構築と人材育成を一層推進

【参考「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会最終とりまとめ（平成28年3月）」】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000119354.html>

保健師中央会議

【目的】 地方自治体において統括保健師が、厚生労働行政の動向や地域保健活動に必要な知識・技術を習得することにより、地域保健対策に関する企画立案能力及び保健指導の実践能力の向上並びに地域の実情に応じた効果的な保健医療福祉対策の推進に資することを目的とする。

【対象者】(1)都道府県の本庁等に所属する統括保健師又は統括的役割を担う保健師
(2)保健所設置市及び特別区に所属する統括保健師又は統括的役割を担う保健師
(3)保健所設置市以外の市町村に所属する統括保健師又は統括的役割を担う保健師

健康危機における保健師活動推進会議

【目的】 災害等の健康危機発生時に統括的役割を担う保健師と連携・協働する部門や職種等の関係者が、健康危機における保健活動に当たり求められる知識・技術をとともに習得し、相互の役割認識を深めることで、平時からの体制の構築に向けた具体的な取組の推進に資することを目的とする。

【日時】 令和5年11月7日(火)9:30～16:00 (オンライン)

【対象者】 都道府県、保健所設置市又は特別区に所属する統括保健師又は統括的役割を担う保健師、本庁及び保健所の健康危機管理を担当する保健師

市町村保健師の管理者能力育成の推進に向けたアドバイザー支援事業

【目的】 都道府県等が、各市町村保健師のキャリアラダーで示している管理期の能力を獲得できる研修の企画及び実施を推進するため、計画的・継続的な人材育成を推進することを目的とする。

【対象者】 市区町村の管理期保健師を対象とした研修の開催都道府県

全国保健師長研修会・保健師等ブロック別研修会（主催：都道府県及び公衆衛生協会）

【目的】 地域保健福祉の向上のための機能・役割、地域特性に応じた保健福祉活動を展開するための知識や技術を、都道府県及び市町村の保健師等が習得することを目的とする。

【対象者】 都道府県、保健所設置市、特別区、市町村に勤務する保健師等

※令和6年度開催都道府県：福井県、青森県、東京都、愛知県、大阪府、山口県、長崎県

保健師活動領域調査の概要

※統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査として実施する

【目的】 近年の少子高齢化、地域住民のニーズの多様化に対応するため、保健・医療・福祉・介護の連携が図られているところであり、保健師の活動領域の実態を的確に把握し、今後の保健師活動に関する様々な施策を検討・実施するための基礎資料を得ることを目的とする

保健師活動領域調査（領域調査）の概要

【調査時期】 毎年実施 調査年5月1日時点（一部前年度1年間を対象期間とした項目あり）

【調査対象】 全都道府県、全市区町村

【調査項目】 地方自治体における保健師の所属、職位等

※『統括保健師の配置部署について』

令和元年度保健師活動領域調査より、統括保健師の配置部署を保健部門または保健福祉部門にしていたが、令和3年度から本調査では各自治体における統括保健師の配置状況を把握するため、その他の部署の配置についても調査を行う

保健師活動領域調査（活動調査）の概要

【調査時期】 3年毎実施 調査年の6月及び10月の2か月間 **令和4年度実施**

【調査対象】 厚生労働省が無作為抽出で選定した自治体に所属する全ての保健師(非常勤等を含む)

【調査項目】 地方自治体における調査当該月の対象保健師の業務従事時間

保健師活動領域調査の結果

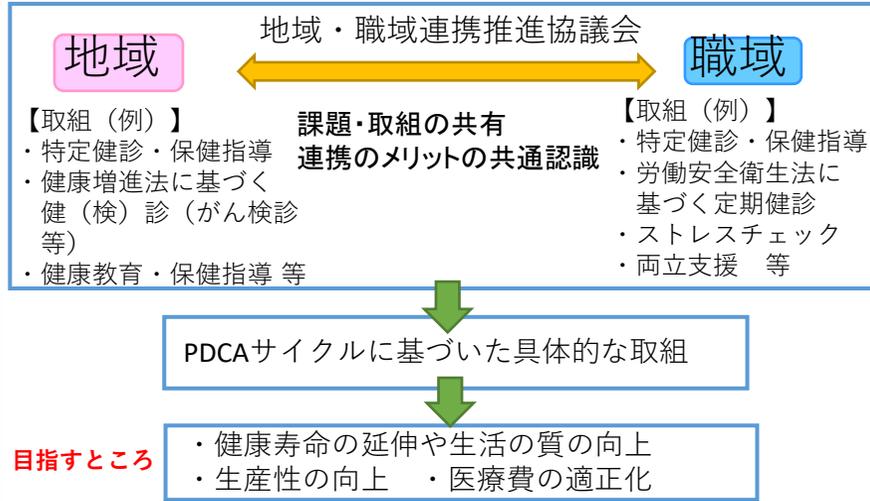
【結果の概要】 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/139-1.html>

【統計表】 総務省統計局「政府統計の総合窓口(e-stat)」

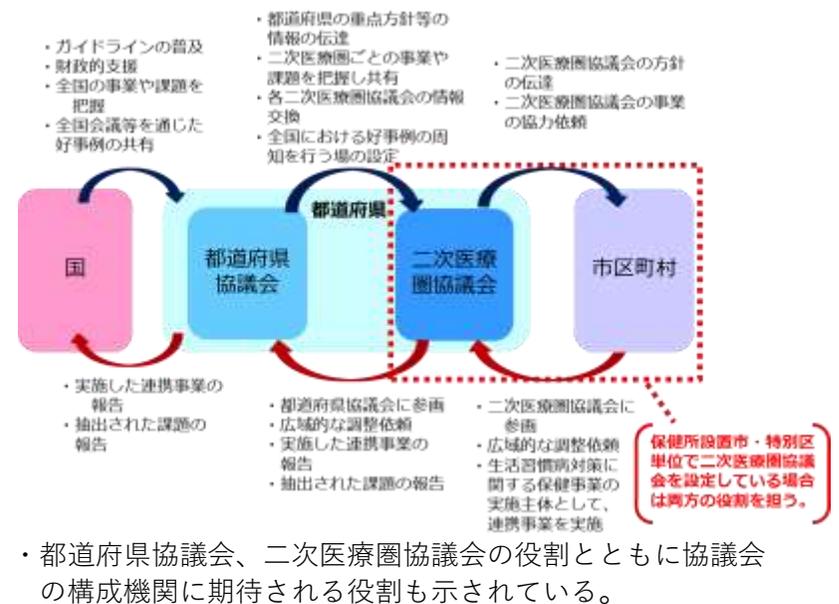
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001035128>

I 地域・職域連携の基本的理念

各機関が実施している健康教育、健康に関する情報等を共有し、地域の実情を踏まえてより効果的・効率的な保健事業を展開する必要がある。



II 地域・職域連携推進協議会の効果的な運営



III 地域・職域連携の企画・実施

二次医療圏協議会は、地域保健・職域保健の健康課題やニーズを把握した上で、「計画・運営・実施、評価、見直し」というPDCAサイクルに沿って企画する。（都道府県協議会も同様）

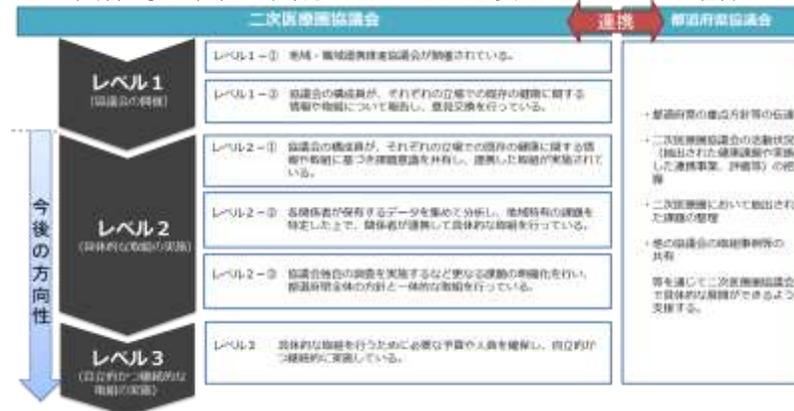
【流れ】

- 1) 現状分析
- 2) 課題の明確化・目標設定
- 3) 連携事業のリストアップ
- 4) 連携内容の検討・決定及び提案
- 5) 連携内容の具体化・実施計画の作成
- 6) 連携事業の実施、
- 7) 評価指標並びに評価方法の設定



IV 具体的な取組に向けた工夫

- ・地域・職域連携推進に向けた共通理解
- ・健康課題の把握と対策の検討に向けたデータの収集・分析
- ・地域・職域連携によって取り組むべき課題と取組事項の明確化
- ・対象者別の具体的な取組例
- ・具体的な取組を実施するために必要なリソースの確保



【目的】我が国の保健事業は、乳幼児から高齢者まで様々な制度を根拠に実施されており、その目的、対象者、実施主体、事業内容等がそれぞれ異なっているため、制度間の連携は十分とは言い難く、保健事業の継続性が途絶えてしまうことや、地域全体の健康課題が正確に把握できないこと等の課題が指摘されてきた。さらに、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(令和5年厚生労働省告示第207号)において、地域・職域連携推進協議会が中心となり保健事業者相互の連携の促進が図られることの必要性が示されている。

このような課題等への対応として、平成17年度より本会議を開催しており、地域保健と職域保健が連携した各種施策の展開に必要な知識や情報の提供、実施事例の報告等を行い、地域・職域の更なる連携の充実・強化を図ることを目的とし、令和5年度地域・職域連携推進関係者会議を開催する。

- 【対象者】(1)保健衛生関係:①都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部局
②都道府県の国民健康保険主管部局
③二次医療圏の衛生主管部局及び国民健康保険主管部局
(2)労働衛生関係:都道府県労働局労働基準部健康主務課の関係者
(3)保険者等関係:①都道府県国民健康保険団体連合会
②健康保険組合連合会
③全国健康保険協会

令和5年度の会議開催について

- 開催日時 令和5年10月13日(金) 10時～15時20分
- 開催方法 オンライン
- 会議テーマ 健康日本21(第三次)における地域・職域連携の推進について～エビデンスに基づいた事業成果～
- プログラム内容 行政説明(健康・生活衛生局、労働基準局、保険局)
講演
シンポジウム(事例発表、ディスカッション)

地域・職域連携推進事業

令和6年度予算案：58百万円

地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

国：地域・職域連携推進事業

都道府県：地域・職域連携推進協議会

〈地域〉

- ・都道府県
- ・保健所
- ・福祉事務所
- ・精神保健福祉センター
- ・市町村 等

〈関係機関〉

- ・医師会
- ・歯科医師会
- ・薬剤師会
- ・看護協会
- ・保険者協議会
- ・医療機関 等

〈職域〉

- ・労働局
- ・事業者代表
- ・産業保健総合支援センター
- ・商工会議所
- ・商工会連合会

主な事業内容

- 地域・職域連携により実施する保健事業等について企画・立案、実施・運営、評価等を行う
- 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策の検討 等

2次医療圏：地域・職域連携推進協議会

〈地域〉

- ・保健所
- ・市町村
- ・住民代表
- ・地区組織 等

〈関係機関〉

- ・医師会
- ・医療機関
- ・ハローワーク 等

〈職域〉

- ・事業所
- ・労働基準監督署
- ・商工会議所
- ・健保組合
- ・地域産業保健センター 等

主な事業内容

- 特定健診・保健指導の結果データ等を基に、管内の事業の評価・分析
- 特定健診・特定保健指導、各種がん検診等の受診率向上のための情報収集・共有
- 共同事業の検討・実施 等

- ・都道府県、保健所設置市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する地域・職域連携推進事業に要する経費については、予算の範囲内で国庫補助を行うこととする。
- ・補助率：1/2 ※補助先：都道府県、政令市、特別区

災害時の保健師等応援派遣調整における根拠

防災基本計画 第2編第2章第8節の1

- 国〔厚生労働省〕は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣計画の作成など保健衛生活動の調整を行うものとする。
- 国〔厚生労働省、環境省〕は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。

厚生労働省防災業務計画 第2編第2章第6節 第3の3

- 厚生労働省健康局は、被災都道府県からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣要請数等を確認し、被災都道府県以外の都道府県と応援派遣に関する調整を行うほか、被災都道府県・市町村の行う被災者の健康管理に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。
ただし、緊急を要する場合は、被災都道府県からの応援要請を待たずに被災都道府県以外の都道府県に対し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣等を求めた上で、被災都道府県に対し、その旨を通知する。

応援派遣による保健師等の活動の基本 (「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領」より抜粋)

- 避難所等における被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図ることを目的とし、被災市区町村長又は被災都道府県の保健所長等の指揮命令のもとに活動を行う。活動内容は、被災者の健康相談、健康管理及び避難所等の衛生対策等を想定している。
- 活動期間は1週間程度を標準とするが、必要に応じ、応援派遣元となる都道府県と被災都道府県との間で協議の上、設定できるものとする。なお、活動期間には、現地での活動の他、応援派遣元都道府県と被災市区町村間の往復に必要な期間を含む。
- 被災市区町村における交通・通信手段や宿泊等については、応援派遣元都道府県において確保すること。

災害時の保健師等応援派遣調整の流れ

(「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領について」(令和3年12月20日付け健健発1220号第2号))

厚生労働省健康局

- ・被災自治体からの情報収集
(被害状況、保健師等応援要請の有無、要請人数等)
- ・被災都道府県からの応援要請を受け、被災都道府県以外の都道府県(保健師統括部署及び健康危機管理担当部署)へ保健師等応援派遣可否照会
- ・全国知事会に対して、応援派遣に係る調整について情報共有を図るとともに、関係する構成団体に厚生労働省の照会に協力するよう依頼
- ・全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会に対して、応援派遣に係る調整について情報提供
- ・照会結果をふまえ、応援派遣調整の実施

情報収集
応援派遣調整

情報提供
応援要請

被災都道府県(本庁等)

- ・被災市区町村や、保健所等からの情報収集
- ・被災市区町村の支援について、被災市区町村以外の市区町村へ保健師等の派遣を要請
- ・都道府県内の応援のみでは対応が困難な場合は、隣接都道府県または当該都道府県の災害時相互応援協定締結自治体へ派遣を要請
- ・災害の規模により、全国規模の応援要請が必要であると判断した場合、厚生労働省に応援要請

応援派遣可否
の回答

応援派遣の
可否照会

都道府県衛生主管部(局)

- ・応援派遣照会に対する回答
(都道府県は、都道府県内の保健所設置市、特別区及び市町村も含めて応援派遣の可否照会及び応援派遣に係る調整を行う)
- ・応援派遣に向けた準備
(交通・通信手段や宿泊等宿泊等)

情報提供
応援派遣に係る調整

応援派遣準備
応援派遣に係る調整
応援派遣開始

災害時の保健師等広域応援派遣調整におけるシステム活用について

「災害時の保健師等広域応援派遣調整の今後の運用について」

(令和5年3月31日付け厚生労働省健康局健康課保健指導室事務連絡)

「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領」に基づく派遣調整について、令和5年4月1日より、各様式等によって行っていた派遣調整の一部をシステムに入力・送信する等、システムを活用して運用する。

システムの主な活用場面

手順	要領上の対応	システムでの対応
応援派遣を要請	被災都道府県が厚生労働省へ、様式Aを送付	被災都道府県が厚生労働省へ、様式Aを送付し、 要請内容の詳細をシステムへ登録
派遣可否の照会	厚生労働省が被災都道府県以外の都道府県へ、様式Bを送付	厚生労働省が被災都道府県以外の都道府県へ、様式Bを送付し、 システム上で当該都道府県に対し照会
派遣可能の場合の提出	被災都道府県以外の都道府県が厚生労働省へ、様式B別紙を送付	被災都道府県以外の都道府県が システムへ派遣チームを登録
調整結果の通知	厚生労働省が応援派遣元都道府県へ様式C、被災都道府県へ様式Dと様式D別紙を送付	厚生労働省が応援派遣元都道府県へ様式C、被災都道府県へ様式Dと様式D別紙を送付し、 システム上でも調整結果を通知
調整の進捗状況の共有	※必要時メールにて連絡	どの工程にあるかシステム上で確認可能



※これまで同様、電話でのご相談等も併用して調整を行います。

応援要請を行うか判断に迷う場合、被災状況等によりシステムに要請を登録できない場合等は厚生労働省保健指導室までご連絡ください。
被災都道府県がシステムへの入力が困難な場合、厚生労働省・事務局が代理要請登録・編集を行います。